

第 9 回基本政策部会 提出資料
定本ゆきこ

(1)

こども大綱の策定に向けて、中間整理の段階にあるところ、是非一点、付け加えて頂きたい事項があります。

法務省に身を置く者として、最も訴えなければならなかったことの一つをうっかり失念していたことをお詫びします。

第 2 こども施策に関する基本的な方針

(4) 良好な成育環境を確保し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長するようにする。

この方針の具体的な内容の記述の中で、「犯罪者・受刑者を親に持つ子どもへの配慮」に触れて頂きたいと希望します。

そもそも子どもには親の犯罪の責任を負う必要などないにも関わらず、多くの不利益を被り、また激烈ないじめや差別にさらされてしまう境遇にある子ども達ですが、これまでその権利擁護や配慮、支援について、日本ではほとんど顧みられてきませんでした。

そのことが最も如実に現れているのが、矯正施設内で産まれる子どもの問題です。「子どもの権利条約」第 9 条には「親からの分離禁止原則」が規定されています。子どもがどこで生まれたとしても、子は親と過ごす権利があるということです。それに従い、多くの先進諸国では、刑務所内で産まれた子どもが、受刑者である母親と一緒に安心して暮らせるように、母子生活ユニットを造る等、環境を整えています。長くは就学前まで、極力社会と同じレベルのサービスを受けながら、親と共に過ごすことができるように工夫されています。全ては「子どもの権利条約」第 3 条が規定する通り、「子の最善の利益」という判断基準に拠るのです。

ところが、残念なことに、日本では矯正施設内での母子同室は全く実現していません。生まれるとすぐに児は乳児院などに預けられ、当たり前のように母子は引き離されるのです。刑事収容施設法第 66 条、少年院法第 59 条で、子が 1 歳になるまで施設内で共に過ごすことができるという規定があるのですが、実際にこの規定が運用された例はありません。

その理由は、いくつかあると思われませんが、日本の刑務所にとって関心の対象は受刑者であってその子どもではないという考えが根強く、「子どもの最善の利益」という視点が抜け落ちているのは確かです。施設に子どもに対する配慮をす

るための職員の配置はなく、児童福祉や母子保健の視点がまるでありません。

「子どもの権利条約」を批准する国として、このような状況が続くことは余りにも悲しく、残念なことだと思えます。

最も弱い立場にいても良い、犯罪者・受刑者を親に持つ子どもに目を向け、その人権を守り、良好な成育環境を確保することは、こども大綱の理念から見ても非常に重要なことだと思われま

(2)

もう一点、文言について、前回、発言しそびれたことを申し添えます。

20 頁 8 行目（非行防止と自立支援）の項目の 8 行目

「社会全体として非行や犯罪に走ったこどもや若者に対する理解を深め、厳しくも温かい目で見守る社会機運の向上を図る」との一文において、「厳しくも」の文言に違和感を覚えます。

非行や犯罪に走ったこどもや若者に対して、もとより「社会全体」は厳しいものです。「厳しくも温かい目で見守る」ということは確かにあるでしょうが、それは子どもと那人との間に関係性がある、ベースに愛情や気配りがあるの厳しさでなければなりません。一方、一般的に非行少年に向けられる社会全体の厳しさとは、愛情ではなく、冷たさや無関心をベースにした厳しさです。

非行少年を理解してゆくようになると、彼らが幼少時から如何に傷付いてきたか、守られてこなかったかを知ることとなり、彼らの情緒や行動が単なる厳罰化によって変容、改善するようなものではないことが分かってきます。

そのような意味合いで見れば、「厳しくも」を削除し、「社会全体として非行や犯罪に走ったこどもや若者に対する理解を深め、温かい目で見守る社会機運を図る」として頂く方が適切と考えます。

以上。